

<記入上の留意点>

- 「申請者（世帯主）」欄には、住所・氏名・電話番号・現在の連絡先を記入してください。
- 「窓口に来られた方（申請者と同じ場合は記入不要）」欄には、窓口に来られた方の住所・氏名・電話番号・申請者との関係を記入してください。
- 「被災住家等の所在地（申請者住所と同じ場合は記入不要）」欄には、被害のあった建物の住所（アパートなどの建物名称等を含む）を記入してください。
- 「被災住家等の世帯構成員」欄には、被災世帯員（申請者を含む）の氏名・生年月日を記入してください。
- 「罹災原因」欄には、罹災した原因を記入してください。
※ 例：「令和〇〇年〇月〇〇日発生のお〇〇〇〇〇〇地震による」
「令和〇〇年〇月〇〇日の台風第〇〇号に伴う豪雨による」
- 「住家等の被害」欄には、被害を受けた内容を具体的に記入してください。
浸水被害の場合：浸水被害にチェックし、床上浸水又は床下浸水の該当する欄にチェックをしてください。チェック欄の下に具体的な被害状況を記入してください。
※ 例：「大雨による増水で〇〇町〇〇一帯が浸水し、床上浸水（1.2m）した。」
その他被害の場合：その他被害にチェックし、チェック欄の下に具体的な被害状況を記入してください。
※ 例：「地震により〇〇㎡の住宅の1階部分がつぶれて使用不能になった。」
- 「罹災証明書の必要枚数」欄には、発行が必要な枚数を記入してください。
- 「罹災証明書の使用目的」欄には、必要とする理由及び罹災証明書の提出先名称等を記入してください。
- 「住家等に関する情報の内部利用同意欄」には、被災住家等の所有者の同意がある場合に「確認しました」欄にチェックをしてください。
- 「写真による被害区分の判定」欄には、写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。
下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。
 - ・地震による被害を受けた住家等の写真から「全壊」と判定できる場合
 - ・水害による被害を受けた住家等の写真から浸水深が確認できる場合
 - ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合（「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定となります）添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。
写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

<罹災証明書について>

- 罹災証明書は、災害救助の一環として、応急的・一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものです。民事上の権利義務関係の効力を確定させるものではありません。また、各種支援制度の適用を受けるためには、別途申請が必要となります。
なお、罹災証明書は交付要件に該当する場合のみ発行されます。
- 集合住宅の場合は原則として一棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定します。ただし、住戸間で明らかに被害程度が異なる場合は、住戸ごとに判定する場合があります。
- 罹災証明書の罹災程度は、「家屋」を屋根、壁、構造体等の各部位別に表面に現れた被害を観察して判定しますので、表面に現れない被害（例：地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、罹災証明書の罹災程度と実際の被害程度が異なることもあります。